

第171回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】  
議事録

日時：平成30年9月6日(木)10:00～10:26

場所：経済産業省 別館1階103-105会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、北本委員、圓尾委員

議題：

- (1) JEPXの業務規程変更の認可に係る意見聴取への回答について
- (2) あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について
- (3) 専門会合の構成委員の変更について

○八田委員長　それでは、ただいまから第171回の電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。

議題に入る前に、議事や資料の取り扱いについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　第2部の4つの議題が記載されておりますが、これらにつきましては、個社の情報を取り扱うこととなりますので、議事については、委員会が必要と認めた場合には非公開とすることができます。また、そのときには「議事要旨」を後日委員会ホームページに掲載することで対応したいと考えております。また、会議資料については、情報公開請求された場合には、その対応について改めて相談を申し上げるということにさせていただければと考えております。

以上、委員会としてご判断をいただきたいと思っております。

○八田委員長　それでは、ただいまご説明がありましたように、「議事次第」において、第2部として記載されている4つの議題については、非公開での開催とさせていただきたいと思っておりますけれども、異存はありますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

早速、第1部の議題に入ります。

議題(1)は、「JEPXの業務規程変更認可に係る意見聴取への回答について」、木尾室長からご説明をお願いいたします。

○木尾取引制度企画室長　資料3、PDFで3/54ページでございます。「卸電力取引所の業務規程変更認可申請について」というものでございます。

まず前提として、一般社団法人日本卸電力取引所(JEPX)でございますが、経産大臣から、卸電力取引所として指定を受けていることになってございますので、電気事業法

の規定によって業務規程の変更を行う場合については認可が必要になることになってございます。

このたび、「主なポイント」のところに書いてございますけれども、間接オークションがこの10月1日から導入されること等に伴い、卸電力取引所の業務規程を変更する必要があるということでございまして、8月8日にJEPXから経済産業大臣に対して認可申請が行われました。これは、法定の意見聴取事項で、当委員会への意見聴取事項でございますので、監視等委員会に対して経産大臣から意見照会が来ているものでございます。

中身でございますけれども、ちょっと飛びまして11/54ページに「主な改正のポイント」というところを書かせていただいております。大きいのが5点ございますけれども、主要なものについて簡潔に説明をさせていただきます。

1点目が、間接オークション導入に伴う経過措置給付金に関する規定でございます。具体的中身については、次の12/54ページに書かせていただいておりますけれども、間接オークションを導入することに伴って、いわゆる先着優先で連携線の利用の一種の権利をもっていた人について、経過措置として10年間、コマごとにエリア間の値差収益、値差相当額を交付することになっているわけでございますけれども、これが広域機関の議論を踏まえてエネ庁で決定されているということでございまして、その規定を、経過措置給付金を給付しますという旨の規定を追加する。あわせて年度ごとに、会員ごとに給付金を幾ら支払ったかということについて公表するところについて規定を、今回追加してございます。

2点目でございますけれども、スポット市場の取引単位ということでございまして、これは、間接オークションに直接伴うものではございませんが、事業者ニーズを踏まえて時間前市場と同様に1MWから0.1MWに変更することにさせていただきたいと考えてございます。

あと、3点目でございますが、④のところに書かせていただいておりますけれども、過去からのJEPXのシステム設計の都合上、今までやや妙な形になってございまして、事業者が同一エリアにおいて複数の受渡契約を保有している場合でも、今まで1法人1契約というシステム上の制約がありました。したがって、発電BGまたは小売BG、どちらかしかJEPXの取り引きはできない。したがって、発電BGが売りたいというときにも、一旦小売の方へ頼んで売り買いをすることになってしまうということでございまして、これを、システム上の制約を撤廃した上で、事業者同一エリアにおいて発電と小売事業の双方を独立して行う必要が増加していることを踏まえて、売買別に受渡契約の登

録を可能とする旨の規程改正をしたいということでございます。

主な内容は、以上のとおりでございます。次のページ以降に細かい中身について説明させていただきますけれども、こちらは説明を割愛させていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

直接これとは関係ないですけれども、優先的な権利があるのは、先着優先は、キロワットでいうと全体の何割ぐらいですか。

○木尾取引制度企画室長　今手元に数字がございませんので、別途ご報告させていただきます。

○八田委員長　すごい荒っぽくいって半分以上ということはあり得ますか。

○木尾取引制度企画室長　結構ある、その程度あると思います。

○八田委員長　だから、当分の間はそこがかなり優先的に……

○木尾取引制度企画室長　そうですね。多分地域によっても大分違うと思いますけれども。

○八田委員長　なるほど。

それから、その権利を使わなければ、自動的に消滅するわけですね。

○木尾取引制度企画室長　消滅します。

○八田委員長　それを使わないというのは、入札のときに決まるということですか。

○木尾取引制度企画室長　入札から2週間前ですか、一定期日前に決まります。

○八田委員長　なるほど。わかりました。

○木尾取引制度企画室長　カンモンなどは、カンモンでメンゲイなんかであれば、この先着組で大部分が使われてしまうというのは、実態としてはございます。

○八田委員長　わかりました。

どうぞ圓尾委員。

○圓尾委員　ご説明では、エネ庁と議論があったということなので、別に反対するわけではないのですが、経過措置で10年を設定したのはどういう議論があったか、どうして10年になったかという、何かポイントがあれば……。

○木尾取引制度企画室長　我々が議論に直接参加したわけではないのですが、聞いているところでは、もともと先着優先を前提にして発電所をつくりましたと、それで、長期に

回収していく必要があるんですけど、それを、一連の制度変更の結果として、そういう一種の期待権を侵害して制度の変更をしてしまって連携線が使えなくなってしまうということになると、そういう突然の制度変更が起こるんだ、保障なしに起こり得るんだということになってしまって、結果として発電所の投資が進まなくなってしまうおそれがあるのではないかとということで、一定の、一種の保障措置をこういう形で行うことになっていると理解してございます。

○圓尾委員 わかりました。投資回収の期間を考えてということですね。

○木尾取引制度企画室長 投資回収です。そうです。

○圓尾委員 了解です。

○八田委員長 先着優先の人たちのもっている権利というのは、売り買いはできないですよ。

○木尾取引制度企画室長 できません。

○八田委員長 できないということは、今回はしょうがないのですが、先着優先をもっている人の中で物すごく緊急度の高い人と、そうでない人とあると思いますけれども、緊急度の高い人にとっては、もっと活用したいと思うのですが、それを買ってくる…、売り手として、ほかの先着優先をもっている人は考えれば、本当に残り少ない市場から買ってくるよりしょうがない。だから、過度に市場の価格が上下するということになりかねないですね。

○木尾取引制度企画室長 そうです。ただ、間接送電権の全体の制度設計に依存するところは多分あると思いますけれども、これから詳細な議論をしていくことになるところでございますので、ご指摘を踏まえてエネ庁とも議論をしていきたいと思っております。

○八田委員長 要するに、今回はいろいろ第一歩だから妥協するよりなかったけれども、これができたら、また誰の保証にもならないですから、取り引きできるというのは。そういう改善点というのは、やはりやるべきではないかなと思いますね。

○木尾取引制度企画室長 わかりました。

○八田委員長 稲垣委員どうぞ。

○稲垣委員 1点ですけれども、経過措置給付金の根拠についてはさまざまあると思いますが、その根拠づけをするに当たっての認識というか、前提とした事実の中に、今のご説明だと先着優先に伴う一定の既得権的な権利という概念が出てきていますけれども、その権利の発生原因というのは、もともとルール形成で行ってきたということですよ。

どこかが先着優先について既得権があるとか、法的な根拠づけをしているわけではないですよ。法的にどういう根拠でエネ庁なり、その議論が、そういう権利があるんだと、それを保障する必要があるんだということをおっしゃっている点については、それは、こちらで検討する権限はないと思いますけれども、こちらはこちらで独自の判断というのがなされるべきだと思うんですね。

今のこのテーマについて、スピードの関係で、これを反対するつもりはないけれども、ちょっとラフだなという気はするんですよ。

これを認めることで、結局先着優先の既得権の侵害については一定の保障をするんだということについて、これを認める事実をつくることになるということは十分認識する必要があると思いますけれども。

○八田委員長 恒藤課長どうぞ。

○恒藤NW事業監視課長 もともと連携線の使用ルールは先着優先ということずっとやられてきておりました、今回それを改めて、スポット市場取引で一番高く買を入れた人と一番安く売を入れた人の取引のものから優先的に流していこうという大きなルール改正をやるということで、これは広域機関の委員会ですずっと議論をされてきたものであります、折に触れてこの場所でもご報告をしてきた内容でございますが、その中で、ずっと先着優先でやってきて、既に10年先まで、ある種の先着で予約をしていた人の扱いをどうするかということについて議論になりまして、急激な制度変更のときに、10年流せると思っていた人がいきなり流せなくなると、今後、またこういう急激な制度変更が起こり得るということをみんな認識し、むしろ投資がなくなるということの影響も考えて、トータルの影響も考えて、もともと10年先まで予約をしていた人については、経過措置として認めましょうということになってございまして、そういう意味では、過去の経緯として、もともと先着優先という制度があったのを今回変えるという大きな流れで、こういう改革が行われたということでございます。

○稲垣委員 E S C Jの時代から先着優先の問題についてはずっと議論がされてきていて、定まった、一応実際に皆さんが行ってきたルールとして存在していることは知っているわけです。ただ、それがあたかもアプリオリに存在する権利、つまり絶対守らなければいけない利益が存在するという認識は、私は違うと思うんですね。

それから、もう一つは、投資意欲なり投資に関する判断に影響を与えるということですが、これも、これは枠組みのことをいっているのか、実証的なデータに基づいて、そういう

議論がなされたのかについては、やはりきちっと説明してほしいと思います。

それで、本当に投資抑制効果が生じるのかとか、ほかにそれを補う制度をつくるとか、そういう方法もあるわけで、これから制度設計が行われて、その経過措置がないと、常に投資意欲が損なわれるなどということは、そういうテーマというのはいっぱいあるわけですから、それを認めることは、こうした既得の事実について変更するときは、いかに必要があっても経過措置をしなければならないという議論に結びつきやすいんですよ。だから、そこは慎重に考える必要があると、今後に関してですけれども、思います。

済みません、このテーマについては、私は反対するつもりはないので、進めていただいて結構ですけれども、やはり議論としてはきちっと考えるべきだなと思います。

以上です。

○八田委員長　都築総務課長どうぞ。

○都築総務課長　法的な根拠的なところで申し上げますと、広域機関は2015年に発足し、その際に業務規程が電気事業法の規定により大臣の認可事項になっております。連系線の使い方はその業務規程に盛り込まれるべき範囲に入っております。

それで、事業者がそれを守らなかったときには、当然勧告を広域機関から受けたりとか、あるいは、ある一定程度を超えた場合ということに実際はなるとは思いますけれども、大臣からも措置されることもあり得ます。先着優先は、こうした広域機関の基本的な業務の対象になっています。

それでは、広域機関はなぜ先着優先をやっているかという点ですが、震災後の制度改正の議論の中で、連系線の運用についても実際に取り扱ってまいりました。当時、電力系統利用協議会という法人がございましたが、その法人のルールにおいても先着優先が定まっていた、これをどうするかが論点でした。制度改正の議論の中では、結果的には従来から続く優先を是認した上で、新しく発足する広域機関においても、電気事業法上この組織が定めることになっている、自らの業務の基本的な方針となる業務規程において記載すべきと整理してまいりました。実際、広域機関が発足し、業務規程に実際書いてきたものを認可しており、そういう意味では、国の関与があったか、あるいは、自主的なルールかという、そうではない、きちんと国が法令上の位置づけをもってコミットして出来上がっているルール、そういうものだと認識をしております。

○稲垣委員　それは、私も認識しています。

○八田委員長　この意義は、とにかく10年我慢すればちゃんとまともなものができる

ようになる。それは、今まで何の見通しもなかったものが、それが確定したというところにあるということだと思いますけれどもね。

だけれども、2点ですが、先ほどの繰り返しですけれども、1点は、もちろんみんなが得するならば、さらに制度の改革というのは考えてもいいのではないかとというのが1つです。

もう一つは、先ほど恒藤課長がおっしゃった10年先まで契約しているものについては、やはり守ってやるべきではないかというお話がありましたけれども、それはよくわかるのですが、契約自身は10年やっていなかったけれども、一応優先権だけはもっていたというのものもあるのではないですか。

○恒藤NW事業監視課長 その連携線の登録をするという仕組みになっておりまして、一番長い登録が10年だったということで、それは、今委員長がおっしゃった契約というのはどういう意味かによりますけれども、売り先との関係がどうなったかというのはよくわかりませんが、少なくとも連携線を利用する計画としては登録していたということでございます。

○八田委員長 なるほど。それが10年より短い登録というのもあったんですか。

○恒藤NW事業監視課長 ありました。それは、短いやつはそこまでと。

○八田委員長 そうですか。それは随分違いますよね。

○恒藤NW事業監視課長 だから、登録された分の期間についてということでございます。

○八田委員長 なるほど。そうすると、今までの書き方で、そのところがはっきり出ているかどうかですけれども、今までの印象としては、とにかく10年間は、という感じがあったので、登録されているものについては、ということの方が、登録期間は、ということより何となく理屈が通っているように聞こえますよね。

それでは、ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、ご説明いただきましたとおり、その線で必要な手続きを進めていただきたいと思います。

これは、取引量を1MWから0.1MWにかえるというようなことは、いつ始まるんですか。

○木尾取引制度企画室長 これは、1週間以内ですから、近日中に、この意見照会に対する回答があり次第実施する予定でございます。

○八田委員長 わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題（２）の「あっせん・仲裁委員の候補者の指定等について」、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　それでは、資料４になります。資料は大分飛びますけれども、PDFでは42/54をお開きいただければと思います。

電気事業法第35条第3項及び電気事業法第36条第3項、ガス事業法及び熱供給事業法、その準用の場合も含まれますが、これらに基づきまして、あっせん委員及び仲裁委員の候補者となる方を指定するものです。

資料の次のページに、若干条文をつけておりますので、そちらを御覧になっていただければと思います。あっせん・仲裁については、例えばあっせんについては、「委員会が事件ごとに指名するあっせん委員が行う。」、それから、仲裁についても、「当事者が合意によって選定した者につき、委員会が指名する。」となっております。その具体的なオペレーションとして、あっせん・仲裁委員の候補者名簿を作成することになっております。名簿の記載事項が省令に書かれている、そういうことになっております。

こうした法令上の位置づけに基づきまして、今般、箕輪委員のご退任に伴い新たに着任した北本委員をあっせん・仲裁委員の候補者として名簿に記載すべく委員会としてご判断をいただきたいというものでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明内容について、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、当委員会として北本委員をあっせん・仲裁委員の候補者としての名簿に追加したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次は議題（３）で「専門会合の構成員の変更について」、都築課長からご説明をお願いいたします。

○都築総務課長　それでは、資料５を御覧いただければと思います。PDFでいうと49/54をお開きいただければと思います。

当委員会では、専門会合が設置されているわけですがけれども、この専門会合の構成員につきましても、「委員及び専門委員の中から委員長が指名する。」、先ほどのあっせん・仲裁委員は委員会でしたけれども、こちらは委員長が指名することになっております。

先ほどの議題と同様ですが、箕輪委員のご退任、それから北本委員のご就任に対応する

こと、それから、もう一点、これまで専門会合の構成員になっていただきました秋池玲子氏から辞職の申し出がございました。こうしたことに伴いまして、また、政策論的にいうと、今後の専門会合での調査、審議予定等を勘案しまして、資料の下の方にございますように、専門会合の構成員を変更しようとするものでございます。

下の部分にまいります。まず、制度設計専門会合でございますが、アンダーラインを引いている箇所が今回の具体的な変更箇所になるわけですけれども、大阪大学の武田邦宣氏を新たに制度設計専門会合の構成員として追加をするということ。次に、ページをめくっていただき50/54ページになりますが、料金審査専門会合の構成員として、まず、委員として北本委員、それから専門委員の中から男澤江利子氏、それから華表良介氏の2名、以上3名を追加で構成員として指名をする、そういうことでございます。

冒頭にも申し上げましたけれども、これは、委員長が指名すれば手続き的には足りるのですが、本委員会として確認的にご報告ということで議題とさせていただいたものでございます。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からのご説明に対して、ご質問とかご意見ございますでしょうか。それでは、本件は報告事項ですので、委員長として指名手続きを進めさせていただきます。

本日、第1部で予定していた議事は以上ですが、ほかに何かありますか。

それでは、箕輪前委員より、退任のご挨拶をお願いいたします。

○箕輪前委員　　きょうはお時間をいただきまして、どうもありがとうございます。

まず冒頭に、連日の台風ですとか地震の災害に被災された方にお見舞いを申し上げます。

改めて、そういうことを通しまして、電気ですとかガスのライフラインを維持していくことの大切さというところを改めて痛感しておりますとともに、事業者の皆様には、本当に頭の下がる思いでございます。

そして、そういう中で電力とガスの改革をしていくということで、これから委員会の果たす役割というのがさらに重要性を増してくるだろうということを改めて感じております。

委員としましては、私3年間お世話になりまして、本当にどうもありがとうございます。

た。公認会計士という役割で何ができるかなと思いつながらやらせていただいていたけれども、主に小売登録と監査と、あと内部統制関係と料金専門会合ということでいろいろやらせていただきました。

いつも自分の仕事としてやっている会計監査とはまた別の視点をもって取り組むことができ、私も大変いい経験になりました。

どれだけ役に立てたかというのは、本当に申しわけない気持ちでいっぱいですが、また北本委員が就任されて、新たな目線でみていただいて、委員会に新しい風が入るのではないかとということで、私自身も期待しております。

事業者の皆様には、エネルギー業界のプロということでたくさんの方の事を私自身教えていただきまして、本当にどうもありがとうございました。私の発言でいろいろお手間をとっていただいたこともあったかと思いつ、そういう意味ではお手数をおかけいたしました。3年間本当にありがとうございました。

そして何よりも、3年間ともにさせていただいた委員の皆様、そして事務局の皆様、本当にどうもありがとうございました。こういう貴重なタイミングでこの仕事をさせていただけたのは、本当にいい経験であったと思いつております。

最後に、最近、この第二期に入るに当たって運営理念、中期方針というのをつくったと思いつすけれども、この実現、計画の達成というところと、事業者の皆様と委員会の発展、さらなる発展を祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。(拍手)

○八田委員長　ありがとうございました。

箕輪委員におかれましては、3年間、この委員会の、「監視」という非常に重要な役割の部分の礎をつくってくださいました。厚く御礼申し上げます。

事務局よりほかに連絡がありましたら、お願いいたします。

○都築総務課長　冒頭にも申し上げましたが、これ以降の議事につきましては非公開となりますので、一般傍聴の皆様におかれましては、ここでご退室をお願いできればと思いつます。

○八田委員長　それでは、これをもちまして、第1部を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

——了——